

山 監 査 第 1 5 3 号

平成30年（2018年）12月27日

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 山 根 雅 敏

山陽小野田市監査委員 松 尾 数 則

- 1 報告内容  
別紙のとおり
- 2 報告書提出先  
山陽小野田市長及び山陽小野田市議会
- 3 報告書提出年月日  
平成30年12月27日

## 定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

### 記

#### 1 監査の種別

定期監査

#### 2 監査の対象

企画部

企画政策課、財政課及び情報管理課

#### 3 監査の期間

平成 30 年 12 月 4 日から平成 30 年 12 月 13 日まで

#### 4 監査の方法

今回の監査は、平成 30 年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

#### 5 監査の結果

監査した結果、次に掲げるものを除き、事務処理は適正になされているものと認められた。また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。

なお、監査結果に基づき又は監査結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 12 項の規定より、その旨を監査委員に通知されたい。

##### (1) 収入事務について（普通財産貸付契約）

ア 貸付料の算定に一部誤りがある。消費税の規定による消費税が算定されていない。事後処理を含めて適切な処理をされたい。

イ 貸付料算定基準の一部に疑義がある。電柱、地下埋設管等の貸付料を算定する際に、道路占用料徴収条例の規定による算定額としているが、普通財産貸付算定基準には「道路占用料徴収条例の規定の例により算定した額」とする規定が存在しない。基準を改定する等、適切な処理をされたい。

【財政課】

